

伊方原発をとめる会ニュース

2019年8月12日 No. 29

〒790-0003
松山市三番町 5-2-3 ハヤシビル3F
電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991
ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>
メール ikata-tomeru@nifty.com

伊方原発運転差止訴訟 3年ぶり再開

伊方原発運転差止めを求めた仮処分申請が、松山地裁、続いて高松高裁で却下されたため、7月4日午後2時、松山地裁にて差止訴訟が3年ぶりに再開され、第19回口頭弁論が開かれました。今年3月11日提訴の第5次原告86名が併合され、原告数は1419名となりました。

この日は、参議院選の公示日と重なり、原告、支援者の参加に多少の不安がありましたが、ふたを開けるとそれは杞憂となりました。法廷の原告席には弁護団11名のほか、21名の原告が座りました。

冒頭、四電側弁護士が「進行」について、裁判長に「原告の本人陳述は極力人数を絞り、一人10分以内にしてほしい」と述べたのに対し、原告弁護団は「1419人にのぼる原告の多くは法廷に入ることさえできない。陳述はそれを補うもの」と反論。四電側は「希望を述べたまでです」と応じました。

次いで、中川創太弁護士が、「弁論更新に際しての意見書」を読み上げた後、薦田伸夫弁護団長により、100頁以上もの「準備書面(70)仮処分決定



松山地裁前の入廷行進

批判」が提出され、その骨子が説明されました。

最後に、3名の原告による合計50分にわたる意見陳述が行われました。当会の事務局次長である松浦秀人さんが「愛媛県原爆被害者の会事務局長」としての立場から、次に「松山市在住者」として内田知子さんが、最後に「福島からの避難者」として渡部寛志さんが陳述しました。

記者会見・報告集会(コムス)



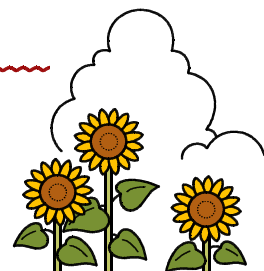
伊方原発運転差止訴訟 3年ぶり再開	1
報告集会、歴史に残る原告の陳述	2
目 子ども脱被ばく裁判	3
伊方原発をとめる会 第9回定期総会	4
次 樋口英明さん講演	5
連載インタビューその8 (古茂田知子さん)	6
会計報告、これからの予定、編集後記	8

フォーラム：伊方訴訟の勝利に向けて 原告・支援者・弁護団の情報交流と意見交換会

日時：2019年8月31日(土) 13:30~15:00

会場：松山市民会館 3階小ホール (松山市堀之内、089-931-8181)

伊方原発運転差止訴訟の支援の輪を広げ、勝訴判決を勝ち取るために、県内外の原告・支援者・弁護団が集い、ざっくばらんに徹底討論を行う機会を持ちます。皆さまのご参加をお待ちしています。



記者会見・報告集会に約50名

裁判後の16時半過ぎから、コムズに場所を移し、記者会見を兼ねた報告集会が行われました。薦田弁護団長、中川弁護団事務局長の他、広島から3名の弁護士（定者・端野・橋本）、そして原告陳述者3名（松浦・内田・渡部）の計8名が正面席に座ってそれぞれ発言をし、会場からの質問に答えました。四国4県、広島県などから原告、支援者約50名の参加がありました。

記者会見では、中川弁護士が『弁論更新に際しての意見書』は樋口判決に触発されて書いたものだ」と述べ、薦田弁護士は、若い記者向けに伊方裁判の経緯を簡略に解説した上で、「準備書面70」は、「高松高裁での仮処分決定に対する全面的な反論書面である」と述べました（いずれも「とめる会」HPに掲載しています）。また、薦田弁護士は記者からの質問に答えて、火山問題を含めて本訴での主要な論点について説明しました。

続いて3名の原告意見陳述者がそれぞれ感想を述べました。

報告集会では、徳島からの原告や香川の支援者らから「弁護団や原告の意見陳述に感動した」



記者会見・報告集会

「広島の原告だが、同じ伊方裁判でも裁判風景がまるで違う。ここは陳述ができるのがいい」などの感想が出され、さらに、今後の裁判について様々な意見が出ました。その結果、原告、訴訟支援者、弁護団との意見交換・討論集会の場を改めて設定することとなりました。

今後は、9月3日の進行協議（非公開）で次回の日頭弁論期日が決定されます。本訴が再開され、私たちの法廷闘争は新たな段階に突入です。

しかし、法廷闘争だけでは、伊方原発の運転をたとえ一時的に止めることはできても、廃炉にはできません。私たちの日常的な活動こそ廃炉に繋がることを再認識して、報告集会は終了しました。

歴史に残る原告の陳述

花井 和司（松山市）

今回、第5次訴訟原告団に加わり、初めて原告席に座りました。被告（四国電力）の代理人弁護士は、裁判結果は決まっているので、ほどほどにやりましょうという態度がありありでした。

それに比べ、原告の松浦秀人さん、内田知子さん、渡部寛志さんは、それぞれ自身の考え、信念を事実に基づき、堂々と意見陳述されました。それで、傍聴席からたくさんの拍手がおこりました。この意見陳述は裁判記録として、長く歴史に残ると思います。

現在も、これからも、使用済み核燃料（放射性廃棄物）を安全に処理し、何世代にもわたる我々の子孫に、放射能に汚染されない自然を残していかなければなりません。そのために、国や四国電力の稼働運転や廃炉作業の情報公開を求め監視し、声を上げ続けていきたいと思っています。

HP閲覧のお勧め 写真も多用し好評です

伊方原発をとめる会

未来に負の遺産を残さないために



当会のHP、ご覧になっていますか？ 上が、先頭ページのカバー写真です。最新ニュースが載っています。インターネットに接続可能な会員さんは、ぜひ覗いてみてください。裁判の書面などの資料も充実しています（自画自賛？）。担当者さんの奮闘によるものです。ぜひご訪問ください。 HPアドレス：<http://www.ikata-tomeru.jp/>



「福島子ども脱被ばく裁判」に通い続けて 原告意見陳述、支援打ち切り、五輪復興モード

松岡 加代子（第5次原告・東京都在住）

福島地裁に「子ども脱被ばく裁判」の傍聴に通っている。次回から証人尋問が始まる。最後は2020年3月で、「ミスター100ミリSV」の山下俊一氏（福島県放射線健康リスク管理アドバイザー）だ。

原告が毎回法廷で語る「原告陳述」は、生のフクシマの叫びで、ポヤッと生きてるんじゃないよと叱咤される。今回の原告は二本松の女性で「自分は、福島1号機の爆発を見ても、自分に影響あるとは思わなかった。爆発から1か月、ゼロ歳の息子を連れて毎日買い物にでかけていた、母乳を与えていたので、母の私が栄養つななくてはと、出荷停止になった牛乳をもらって毎日飲んでた…悔やんでも悔やんでも…」

前々回は、母子避難の母親だった。「夫は会社員で結婚して夫の実家・農家に入り、無農薬野菜作りをしていた。幸せだった。娘は畑で遊び、馬の背中を何時間も撫でているような子だった。避難して8年、夫も義父母も帰ってこい！…でも帰れない…夫婦の溝は深まるばかり」

2017年3月、「自主」避難者への唯一の支援策だった住宅支援が打ち切られた。福島県に延長するように要望書を届けにいった友人が、自民党議員に呼ばれ「勝手に逃げたのに、住宅費出せなんて勝手すぎる。俺は、俺の息子も孫も、みんな福島で我慢しているんだ」と罵倒された。自民党議員だって不安なんだな。でも、なんで、我慢するんだ！ 命を危険に曝して！

2018年3月、原子力規制委員会から突如出された福島県内のモニタリングポスト（放射線監視装置）8割撤去の国の方針。福島原発は廃炉作業中で、何が起るかわからないし、原子力緊急事態宣言は継続中。なぜ！？ 配置の継続を求め県内各地で市民は動き、各自治体も協力、県の新聞もとりあげ、今年6月原子力規制庁は「当面の存続」を決定した。

規制庁交渉で担当官が言った。「皆さんは、福島に

残ることを選んだんですから…」

「その言葉、撤回してください。私たちは選んだわけではない！」とKさんは叫んでしまったそうだ。「自分たちは、好き好んで、福島で暮らしているわけではない。事故以前からずっとここに根付いて暮らしてきた。いろんな事情があり、しがらみがあり、避難できなかった…今だって、迷いはある…」「私たちは『だし』に使われたくない。支援打ち切りに、『福島で、普通に暮らしているのだから』とか勝手に利用するな」

県、自治体、利権と金に群がる企業は強力に五輪復興ムードを盛り上げる。しかし新聞の死亡欄に載る人の数は増え、高齢者に限らず子ども若者壮年が載る。親戚・知人の病气や訃報を聞く、虚妄の祝祭ムード、県民は冷めている。



福島駅前ひろばでのチラシ撒き

上の写真は福島駅前のひろばです。「脱被ばく実現ネット」の仲間たちと、朝9時頃福島駅に着いて、1時間40分ほど当日の裁判のチラシ撒きをして、集会場にむかいます。「脱被ばく実現ネット」は2011年6月、ふくしま集団疎開裁判を始めた柳原弁護士、原告の子ども、親たちを支援するグループからスタートしました。

「MOX燃料 冷却期間は300年以上」とエネ庁が明言

いま四国電力は乾式貯蔵施設の建設計画を進めていますが、使用直後の核燃料は発熱量や放射線量が高く、すぐに乾式貯蔵はできません。水を循環させるプール内で管理し（停電などで水が循環しないと福島の原発事故の再現へ）、15～16年間冷した後に乾式貯蔵に移行します。ところが、伊方原発3号炉では、プルトニウムを混ぜたMOX燃料使用のため、一般の使用済み核燃料に比べて超長期の冷却期間が必要で、このほど驚きの実情が明らかにされました。

6月21日、政府交渉・院内集会で、「MOX燃料が、温度・放射線量等が一般の使用済み核燃料と同レベルに低減する期間は300年以上」と、資源エネルギー庁が初めて明言したのです。この間、どこでどのように管理するのでしょうか。無責任な放言としか言いようがなく、関係者から驚きと怒りの声があがっています。

伊方原発をとめる会 第9回定期総会報告

伊方原発廃炉に向けて決意あらた

5月26日、伊方原発をとめる会の第9回定期総会が松山市のコムズ大会議室で開催され、会場が満席となる約200名の参加がありました。幹事の越智勇二さんの開会のあいさつのもと、樋口英明元裁判官の記念講演「原発訴訟と裁判官の責任」（詳細は5頁）があり、休憩を挟んで総会へと移りました。

議長に安藤哲次さんと泉京子さんを選出し、「伊方原発をとめる弁護団」事務局長の中川創太弁護士から、8年目を迎えようとしている伊方原発運転差止訴訟についての報告（別稿参照）がありました。

事務局からの報告・提案

事務局次長代理の松浦秀人さんから「議案書」にしたがって、2018年度の活動報告（高松高裁仮処分敗訴、第5次提訴、伊方原発再稼働（10/27）、乾式貯蔵問題、知事・四電申し入れ、市駅前定例アクション、吉原毅さん講演会、3・11集会&デモ、県民署名提出（9/6）など）がなされ、会計報告では、高松高裁行きで出費がかさみ、厳しい財政状況であることが報告されました。

つづいて、原発をめぐる国の動向や世界の潮流、伊方原発をめぐる情勢の説明があり、今年度活動方針として、四電に原発からの撤退を求める、裁判での勝利を目指す、地域での学習・宣伝と共同、首長・議会等への働きかけ、国会や原子力規制委員会などに向けた取り組み、全国的な運動との連携などが提案され、とくに若い方々への接近の努力や、次世代に運動をつないでいきたいとの決意が語られました。さらに予算案と役員案の提案がなされ、一括での質疑討論に移りました。

質疑討論

不買運動というかたちで電力会社を経営的に追い込んでいくことや、乾式貯蔵施設について理解を深め、行動を起こすことなどの提案や補強意見などが8名の会員から出され、とめる会として検討事項とされました。事務局からの議案は、会場からの拍手により一括で承認されました。

終わりに

共同代表の須藤昭男さんが閉会のあいさつで、「総会が9回も続くことは思い至らなかった。福島事故の後、原発反対を言えば、150万愛媛県民は立ち上がると思った。どうしてこんな単純なことが分からないのか。福島に行けば、復興、復興、オリンピック。原発のことが言えなくなっている。そういう人たちのために裁判をやり続ける。わたしたちは声を上げ続けなければならない。弁護団は心血注いでやってらっしゃる。私たちも頑張っています。皆さんもよろしくおねがいします。声なき声に応えようじゃありませんか。静かに流している涙に応えようじゃありませんか」と、総会を締めくくりました。



第9回定期総会（コムズ）

会場の後ろには、須藤さんの友人である福島在住のアマチュアカメラマン渡部幸一さんの写真パネル「福島の怒り」が展示されていて、いまだに続く福島の苦悩に参加者の多くが見入っていました。

◇◇◇◇◇ 中川弁護士の報告 ◇◇◇◇◇

中川弁護士は、樋口さんの講演から、初心に戻ってすっきりとした議論をしていくことの大事さが理解できたことと述べられ、3年ぶりに再開される訴訟への改めての支援を訴えました。

2011年12月8日の第1次提訴から、2次から4次まで追加提訴が行われ、原告数は1338名。当初は福島事故を受けて裁判所の雰囲気はよかった。裁判官が自分で原発の危険性に立ち向かうという訴訟指揮が松山地裁の裁判官にも見受けられた。

その後、新規制基準が作られて、行政機関が作る基準の合理性を裁判所は判断すればよい、行政機関の判断を待つ、という流れに徐々に変わっていき、そこを我々は突破しきれなかった。

2016年、伊方3号機について再稼働が認められ、ゆっくり本訴をやっている場合ではない、仮処分をとめるべきだという判断に至り、2016年5月31日、十数名を債権者として仮処分の申し立てを松山地裁に行った。本訴の方は進行がとまった。

2017年7月に松山地裁が仮処分の不当な決定を出したが、2017年12月13日、中川・薦田も弁護団に参加していた広島県の仮処分で、広島高裁の野々上友之

裁判官が、火山の問題で伊方原発運転差止の決定を出した。妥協の産物の決定で、18年9月までの期間限定の決定だった。同年9月25日異議審で覆され、再稼働された。

18年11月15日、高松高裁で仮処分の決定が出る。極めて不満な内容。原発の危険性、避難計画の不備は認めながら「社会通念」を持ち出し、無視してもいいとした。受け入れがたい決定だった。

最高裁へ上告する方法もあるが、今の最高裁の情勢からすると、高松高裁の決定にお墨付きを与えられる。前例主義で、日本全国の裁判官は前例に従って、盲目的な判断を山ほどくり返す。そういう前例となるような最高裁決定を出すわけにはいかないの、最高裁に対して不服の申し立てはせず、もう一

回松山地裁に戻って、差止訴訟で一からやり直す。その中で、一個一個、原発の危険性を証明して、正しい判決を勝ち取ろうという方針になって、3年ぶりに再開される第19回口頭弁論を7月4日をむかえる。

くだらない前例にとらわれないで、自分の頭で判断してくださいと、今後の訴訟進行について原告側の意見を述べるつもりだ。

3月11日、86名の原告が第5次の追加提訴を行った。高松高裁の不当な決定が出たあと、地裁の本訴とともに裁判を闘っていただけるということは弁護団にとって大きな励ましであると同時に、裁判長に対して、仮処分の決定に愛媛県民の多くが決して納得していないと表明する意味もあったと思っている。
(文責/編集委員)

樋口英明氏講演「原発訴訟と裁判官の責任」を聴いて

泉 京子(とめる会事務局)

樋口英明さん



「大飯原発の運転差止を命じた元・裁判長の話が直接聞ける！」との大いなる期待と、「内容が難しいのでは？」との微かな不安

を抱えて講演会に参加した。

講演は、危険性の二つの意味（発生確率と被害の大きさ）から始まり、福島原発事故の経過を振り返りつつ、原発の設計基準に用いられる「強振動予測」の話へと続いた。強振動予測の分野は、その専門家自身が「観測できない・実験できない・資料がない」という「三重苦」の状況にあると紹介し、これは「科学」ではなく、「仮説」に過ぎないとキッパリ断言された。

氏によれば、原発裁判に関わった17人の裁判長のうち地震を理由に運転差止を命じたのは、樋口氏（福井地裁2014年）と山本善彦氏（大津地裁2016年）の僅か2名しかいない。それは、裁判所内に頑迷な先例主義、つじつま合わせの合理性が横行していて、特に伊方最高裁判決の「原発訴訟は高度の専門技術訴訟であり、原発が安全かどうかを裁判所が直接判断するのではなく、規制基準が合理的か否かを最新の科学的知見に照らし判断するのが相当である」との文言の魔法に多くの裁判官が罹っているからだと言及された。が、その「規制基準」は、「仮説」に過ぎない「強振動予測」を前提としていると見抜けば、理性と常識がある裁判官

なら原発の運転差止という結論になるはずだと。

氏は「レジュメ」の「表1・2000年以降の主な地震」こそ「科学的事実」であり、これを見れば地震大国の日本で原発を動かすことの危険性が一目で分かると力説された。表によると、2008年の岩手・宮城内陸地震が4022ガル（M7.2）、2011年の東日本大震災が2933ガル（M9）。これらのデータから三井ホームは5115ガル、住友林業は3406ガルに耐える耐震住宅を提供しているという。

この「表1」を掲げながら、「伊方原発の設計基準は650ガルですね」と静かに言われると、今更ながらその意味する事実に愕然とする。国土技術政策総合研究所の「震度、最大加速度の概略の対応表」によれば、「震度6弱」で「520～830ガル」。伊方原発は「震度6弱」に耐えられないってことになる！

福島原発事故前は日本の原発に信頼を置いていた樋口氏も、担当した原発裁判を通じて原発の危険性に「心底」気づかれた。知った以上、それを伝えることこそ「裁判官の責任」であるとし、「話を聞いた皆さんの責任は人に伝えること、特に何の責任もないのに負うものが多い若い人に伝えること」と訴えられた。そのための「レジュメ」であると。さらに、「私の話は誰もが議論に参加できる、分かりやすいもの」「裁判もこうあってほしい」と。聴いていて勇氣100倍の講演会でした！

* *

※追記 講演の「レジュメ」は当会HPの「樋口英明氏講演会レジュメです」からコピーできます。樋口レジュメを大いに活用して、一人でも多くの若者に原発の危険を伝えてください！

こもだともこ

古茂田 知子さん（愛媛の活断層と防災を学ぶ会代表）に聴く

わが子に供する食材検討から脱原発へ



松山空襲を目撃

問い： 幼少期について、教えてください。

古茂田： 1940（昭和15）年の松山市の生まれ育ちで、7人兄弟の第4子（女3人の真ん中）です。若い方は想像できないでしょうが、幼いころは国の食糧事情が悪く、年中お腹を空かしていました。そのためか私の体重は過小で、小学校の通信簿に赤字記入されていたことを覚えています。

問い： どんなご家庭でしたか？

古茂田： 父は目が不自由で、現在の県立盲学校の前身である盲啞学校の教員でしたが、安月給の子沢山の貧乏生活ですから、母が苦勞していたと思います。終戦直後には小さい借家に全員が入りきれず、一時期私は伯母の家に住まわせてもらうこともあったほどです。

問い： 戦争の記憶がありますか？

古茂田： 戦争末期に空襲の恐れから、母の実家の松山市郊外の平井町に疎開しました。ある夜、爆弾が飛行機から次々に投下される光景を見ました。5歳の私にはまるで花火のような美しい光景でしたが、その下では多くの市民が逃げ惑い、命を落とされたことは後に知りました。

愛媛大学で山岳部に

問い： 戦後は松山市内に戻るのですね。

古茂田： はい、小中高から。大学も愛媛大学でしたので、自宅から通学しました。

問い： 大学時代は山岳部に所属されたとか？

古茂田： 当時は「女性で山岳部か」と奇異の目で見られるところもありましたが、日本アルプスなどに挑みました。その山岳部で知り合った、同じ年の学生と後に結婚することになりました。

問い： 山岳部での一番の思い出は？

古茂田： 最初に北アルプスに挑戦したとき、重いテントを背負って登ったのですが、途中で大雨が降り、テントも張れず、死ぬかと思ったことです。それでも山岳部を続けたのは、山が好きだったこと、身体を動かすのが好きだったためでしょう。今でも身体を動かすことは苦になりません。

問い： 学生時代は60年安保の真ただ中のようにですか？

古茂田： 安保闘争の時には、集会やデモが何度もありました。私も参加しましたが、何となく「違うな」という感覚があり、のめり込むようなことはありませんでした。

教員として、専業主婦として

問い： 大学を卒業後は、教員に？

古茂田： 最初は、大阪市東成区の中学校の英語の教員でした。というのは、たまたま最初に試験に受かったためです。2年ほど勤務していたのですが、住んでいた集合住宅で火事が起こり、それ以来怖くなって自宅に戻ることにしました。

帰郷して伊予中学校で2年くらい勤め、26歳で結婚して退職しました。その後、父の勤めていた盲学校から招かれ、そこでも2年くらい教員をしました。

でも夫の転勤があつて退職し、伊予三島市（現在の四国中央市）や大阪府の寝屋川市などで暮らし、その後松山に戻り、以降は松山で暮らしています。

問い： 専業主婦として、見ず知らずの土地に移られたのですね。

古茂田： ええ、知り合いはいませんでした。その寝屋川市の借家（交通量の激しい道路に面した集合住宅）で、今でいう花粉症に突然に悩まされることになりました。必死で調べて（花粉症が社会問題化するの、もっと後年）、車の排気ガスに原因の一つがあると分かり、直ぐに引っ越しました。引っ越し先は、公立の三井（みい）団地でした。そこでは、子育てを通じて同世代のお母さん方と親しい関係が出来ました。その頃私は、わが子に与える食材に関心を持ち、「使い捨て時代を考える会（現在はNPO法人として活動）」に加入しました。

子たちの食材への関心

問い： 原発問題との出会いは、どんな形で？

古茂田： その会は、とても熱心に勉強会を開催してい

て、テーマも食材からエネルギーや環境問題まで幅広く多彩でした。電車を乗り継いで京都や大阪まで出かけ、それまで知らなかったことをいっぱい教えてもらいました。勉強会がとてもしみじみでした。原発の危険性についても、そこで教わりました。

その頃、「よつ葉牛乳関西共同購入の会（現に継続中）」にも参加し、原発問題への関心は持っていましたが、子育てに手を取られて脱原発の活動などは出来ませんでした。

問い：寝屋川で10年ほど過ごされ松山に戻ってからは、公文(KUMON)の学習塾を開設されたのですか？

古茂田：ええ、公文の学習塾は英・数・国の3科目で、当時は年齢制限がありません（英語の受講者には大人も）。この3月にようやく閉じさせてもらいましたが、35年ほど開設していました。

問い：その間の印象深い出来事があれば、教えてくださいませんか？

古茂田：「引き受けた子の力をつけてあげよう」という思いだけで走り抜けた感じです。35年もしていたのですから、嫌いではなかったのでしょうかねえ。

有機生協を通じて脱原発運動へ

問い：ところで、脱原発運動について聞きますが、松山に戻ってからは、どうされましたか？

古茂田：市役所の窓口で、環境問題に取り組んでいる団体について尋ねたところ、二つの団体を教えてくれて、そのうちの有機農産センター（現在の愛媛有機農産生協）に加わり、現在も組合員です。

その有機農産生協を通じて第1次伊方訴訟（1973年提訴）にかかわり、ほぼ同年配の齊間淳子さんや大野恭子さんなどともつながりが出来ました。ステッカー貼り事件（1988年）では、「こんなことで警察が乗り出

して来るんだ」と驚きました。それからは、何事も自分の責任で取り組もうと私たちは申し合わせました。

「原発なしで暮らしたい松山女の会（1987年設立）」や「原発さよならえひめネットワーク」などの結成にも参加しました。その頃からの活動家は亡くなった方もいて、今残っているのは大野さんや大本光子さん、垂水正和さんと栄子さんご夫妻、そして私くらいになってしまいました。

問い：いま「とめる会」の会員や読者に、訴えたいことは？

古茂田：狭い国土に危険な原発が林立していることに、若い人たちが不安を感じていないのか、どう思っているのかを知りたい。私たちの側からすれば、若い人たちに、どう伝えて行くか、若い人の心に届く情報発信とはどんなものなのか、私は判らないのですが、そこを心がけ工夫をする必要があるように思います。

《インタビューを終えて》

自宅の屋根でソーラー発電を開始した、県内の最初期グループのお一人だと聞いていた。むろん県内の脱原発運動の草分け。恐る恐るインタビューのお願いをしたところ、即座のご快諾。取材不足で何度もお電話を差し上げ、ご自宅にも再訪。さぞご迷惑だったと思うが、そんな素振りは皆無で、お心持の広さ、しなやかさを実感しつつ、記事化させて頂いた。（HM）



海側からの伊方原発

特定重大事故等対処施設の完成遅れ 即時廃炉を改めて求める

原子力規制委員会が4月24日、原発の「特定重大事故等対処施設（特重施設、テロ対策施設とも呼ばれる）」が期限までに完成しなければ、原発の運転停止を命じることを決めたとの報道があった。伊方原発3号機の設置期限は2021年3月22日、工事は1年ほど遅れる見通しなので、再来年3月には運転停止となる可能性がでてきた。

特重施設は「新規制基準」で設置が義務づけられたもので、自然災害やテロ行為などの緊急事態によって過酷事故が発生した場合の、放射性物質の外部への放出を抑制するための非常用の注水設備や電源、フィルター付きベント設備、中央制御室が使用不能になった場合の第2制御室の設置などが含まれる。当初の設置期限は「新規制基準」施行から5年の2018年7月であったが、期限内の完成が難しいことから、本体設備の工事計画認可から5年の猶予が与えられていた。

本来なら、再稼働をする前に完成していなければ意味がないものを、5年の猶予期限が与えられ、それも間に合わないから、さらなる猶予を規制委員会に求めたが、はねつけられたということだ。

特重施設を「テロ対策施設」とすることで、あたかも「テロ」への特化対策との印象を与えて、過酷事故対策である点をあいまいにするとともに、テロ対策を口実に、施設の内容に関する情報の多くが不開示にされていることも問題だ。

特重施設の完成まで過酷事故が起きない保証はない。住民の不安などまったく考慮せず、安全対策を軽んじる四国電力の姿勢が露見した。巨額な工事費用をつぎ込めば、それは利用者に跳ね返ってくる。原発を稼働させなくても四国の電気は余っている。いい機会である、四国電力には、一刻も早く原発からの撤退を求めたい。

伊方原発をとめる会 2018年度会計報告

(2018年4月1日～2019年3月31日)

<収入> (単位:円)

前年度繰越金	865,010	
個人会費	1,142,000	
団体会費	251,000	
カンパ	648,675	
事業収入	77,124	吉原講演DVD売上など
雑収入	2	受取利息
預り金	920,000	第5次原告訴訟費用ほか
計	3,903,811	

<支出>

講師費用	300,280	講師旅費、謝礼
賃料	240,000	事務所家賃
集会場費	446,937	集会、講演会の諸費用
会議費	24,200	幹事会などの会場使用料
宣伝費	268,959	チラシ、ニュース印刷費など
通信費	842,374	ニュース郵送料、電話代など
事務所経費	0	
事務所活動費	290,416	交通費、コピー代など
消耗品費	100,857	事務用品など
弁護団支援費	0	資金難により未払い
雑費	18,014	送金手数料など
事業費	67,243	署名の会へのカンパなど
預り金	920,000	訴訟費用などの払出し
計	3,519,280	

差引残高(次年度繰越金) 384,531円

● 会費とカンパのお願い ●

2018年度会計は、仮処分の審尋や決定のための高松高裁行きの費用がかさみ、支出が増加する一方、会費収入は停滞して、繰越金が前年度から約50万円減少しています。厳しい財政状況が続いています。

2018年度、2019年度の会費納入がまだの方は、よろしくお祈りします。

郵便振替用紙を全員の方に同封させていただいています。カンパもぜひご協力いただけるとありがたいです。

年会費1口

個人 1000円
 団体 3000円
 学生 500円

【郵便振替】

口座名

伊方原発をとめる会

口座番号

01610-9-108485

◆◆◆◆◆ これからの予定 ◆◆◆◆◆

■本川揚水発電所(高知県の町)見学ツアー
 8月23日(金) 10:00 とめる会事務所発

■フォーラム:伊方訴訟の勝利に向けて
 8月31日(土) 13:30~15:00
 松山市民会館小ホール

■伊方原発いらん!! 松山市駅前定例アクション
 9月11日(水) 12:00~
 10月9日(水) 12:00~
 (年内は、毎月第2水曜日の昼休みで続けます)

〈友好団体のイベント〉

■東日本大震災 追悼と復興を祈る盆踊り
 ー東北・四国 心行き交う盆踊り大会ー
 8月20日(火) 17:00~21:00
 石手寺境内
 盆踊り交流会実行委員会(089-993-8329)

■講演会「自然エネルギーと地域再生」
 9月1日(日) 13:30~
 大洲市総合福祉センター
 大洲再エネ講演会実行委員会(080-1525-8306)

■福島原発事故避難者訴訟 控訴審
 第1回口頭弁論 高松高等裁判所
 9月30日(月) 14:00開廷
 福島原発事故避難者裁判を支える会(089-916-3056)

編集後記

高知県の町脇ノ山にある本川(ほんがわ)揚水発電所は、もともと原発の夜の余剰電力を蓄えるために1982年にできた。現在は昼間の太陽光発電の余剰電力の蓄電にも使われている。

上池である稲村ダム(四国唯一のロックフィルダム)と下池(大橋貯水池)とは685mの落差があり、4kmほどの地下の導水路でつながれている。導水路途中に地下発電所があり、水車(ランナー)の回転によって発電し、また水の吸い上げをするしくみである。

大橋貯水池のすぐ上にある本川水力センターでは見学者のための模型やビデオなどの学習施設がある。予約しておけば、説明のあと、直径6mのトンネルの奥にある地下発電所に案内してくれる。

この揚水発電所は2機の発電機で61.5万kW、高知県の7割の電力を10分で起動できる、いわば大きな蓄電池である。

太陽光発電の不安定な発電量の問題解決のためのカギとなる。一度は見ておきたい施設である。

とめる会では、この揚水発電所へ8月23日に見学に行く企画を立てた。発電所付近にはレトロな大橋ダム(1920年完成)もある。四国山脈の奥深く、カラスアゲハが瑠璃色の裏羽を翻して舞っている。森林浴もかねて反原発の未来を探ってみませんか。(MK)